

那珂川町教育大綱・教育振興基本計画

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度



NAKAGAWA

令和8年3月

那 珂 川 町

はじめに



現在、那珂川町は人口減少や少子高齢化といった大きな課題に直面しております。この厳しい状況を改善すべく、「那珂川町に暮らす一人ひとりの幸せのために働く」という決意のもと、「那珂川町に住んでよかった」「これからもここで暮らしたい」と感じられるようなまちづくりを実現するため、令和7年11月に那珂川町長に就任いたしました。

私はこうした課題を「オール那珂川」で乗り切るため、8つの柱を掲げ、第3次那珂川町総合振興計画にその内容を反映し、未来へと

つなぐ町政運営を進めてまいります。

現在、子どもたちを取り巻く環境は、これまで日本が経験したことのない人口減少社会という予測困難な時代を迎えており、自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていくことができる人材の育成が求められております。

また、地域社会を維持・継続させていくため、地域の方々が幸せや生きがいを実感し、「これからもここで暮らしたい」と感じられるものとなるための教育が求められています。

この教育大綱・教育振興基本計画では、こうした教育への在り方に対応するため、学校教育と社会教育にそれぞれの基本理念を定め、未来を担う子どもたちの確かな学力や幅広い知識・教養の育成、及び地域の人々が生涯にわたり学び続けることのできる機会の充実を図ることとしております。本計画に基づき、「人と文化が輝く子育て・教育のまち」を実現するため、本町教育行政のさらなる充実・発展を図ってまいります。

令和8年3月

那珂川町長 益子純恵

目 次

1	教育大綱・教育振興基本計画について	1
	(1) 計画策定の趣旨	1
	(2) 策定の考え方	1
2	基本理念	3
3	計画期間	4
4	進行管理	5
5	施策1 学校教育の充実	6
	(1) 学校施設・設備の整備と適正配置の検討	6
	(2) 「生きる力」を育むための確かな学力の向上	6
	(3) 心身ともに健康で豊かな人間性を育む教育の推進	6
	(4) 地域活性化や地域を支える人材の育成	7
	(5) 家庭教育の支援及び架け橋期の教育の充実	7
6	施策2 生涯学習の充実と社会教育への支援	8
	(1) 生涯学習推進体制の充実	8
	(2) 魅力ある学習プログラムの提供	8
	(3) 青少年の健全育成に向けた取り組みの推進	8
	(4) 読書活動の促進	8
	(5) 社会教育施設の整備充実	8
7	施策3 スポーツの振興	9
	(1) スポーツ団体等の育成	9
	(2) 多様なスポーツ活動の普及促進	9
	(3) スポーツ施設の整備充実	9

8	施策4	文化芸術の振興及び文化財の活用	10
	(1)	文化団体等の育成	10
	(2)	文化芸術の発表・鑑賞機会の充実	10
	(3)	文化財の保存・活用	10
	(4)	「馬頭広重美術館」の充実・活用	10
	(5)	「なす風土記の丘資料館」・「郷土資料館」の充実・活用	10
9	施策5	地域間交流・連携の強化	11
	(1)	国際交流の充実	11
	(2)	国内交流の充実	11
10	施策6	多様性社会の実現に向けたまちづくりの推進	12
	(1)	人権尊重のまちづくりの推進	12
	(2)	男女共同参画・女性活躍のまちづくりの推進	12
	(3)	多様性社会の実現に向けた取り組みの推進	12
11	施策7	教育環境の整備	13
	(1)	学校施設・設備の整備と学校の安全管理	13
	(2)	社会教育施設とスポーツ施設の整備	13
	(3)	教育DXの推進	13
		参考資料	15
		・那珂川町教育大綱・教育振興基本計画策定委員会設置要綱	15
		・那珂川町教育大綱・教育振興基本計画策定委員会委員名簿	16
		・那珂川町教育大綱・教育振興基本計画策定委員会会議開催経過	16
		・那珂川町教育大綱・教育振興基本計画の概要	

1 教育大綱・教育振興基本計画について

(1) 計画策定の趣旨

教育大綱及び教育振興基本計画は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び教育基本法に基づき、本町の教育、学術及び文化の振興に関する目標や施策の根本的な方針及び施策に関する基本的な計画を定め、本町のこれからの教育行政のあり方や施策を示し、一層の教育行政の充実・発展に努めることを目的として策定するものです。

那珂川町では、「第2次那珂川町総合振興計画」を基本として令和3年3月に策定した、教育の振興に関する施策の大綱（以下、「教育大綱」という。）を基に、「郷土に誇りをもち、社会の一員として自立した、たくましい人づくり」の基本理念のもと、確かな学力と体力の向上や、豊かな心と社会性を育むため、学校教育及び生涯学習の各種施策を推進してまいりました。

しかし、第2次那珂川町総合振興計画の計画期間が終了し、町では令和8年度から令和17年度を期間とする「第3次那珂川町総合振興計画」（以下、「総合振興計画」という。）を新たに策定し、6つの基本目標のもと将来のまちづくりを進めていくことから、教育大綱においても新たな計画の策定が必要となっております。

本計画は、前教育大綱のもと実施してきた各種施策の結果を踏まえ、町の最重要課題である「人口減少を抑制し、活力ある那珂川町を維持していく」ため、必要な教育施策の基本的な計画を策定するものであります。

(2) 策定の考え方

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針（国が定める教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、「大綱」を定めるものとする規定しています。

また、同法第17条第2項では、地方公共団体は、国が定める教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう、努めなければならないと規定しています。

「大綱」と「教育振興基本計画」の関係について、国は地方公共団体が総合教

育会議^{※1}において教育委員会と協議・調整の上、「教育振興基本計画」をもって「教育大綱」に代えると判断した場合は、別途、大綱を策定する必要はないとしています。

本町における「前教育大綱」は、総合振興計画後期基本計画と同様、令和7年度までを期間とするものであることから、新たに「教育大綱・教育振興基本計画」として策定をいたしました。この計画は、本町の教育の振興に関して、基本となる方向性を示し、「教育大綱」と「教育振興基本計画」が意を同じくするものであることから、一体として策定し、前教育大綱同様に本町のまちづくりの基本方針である「総合振興計画」や国の「教育振興基本計画」及び県の「とちぎ教育ビジョン」との整合性を図りました。

〈参考〉

地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。(H26.7.17 文部科学省初等中等局長通知(抜粋))

※1 首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場。両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが期待されている。



タグラグビー事業

2 基本理念

総合振興計画の基本目標である「人と文化が輝く子育て・教育のまち」の実現のため、国が定める教育振興基本計画や県が定めるとちぎ教育ビジョンを基に、学校や家庭、地域が連携し、自らが社会の創り手となり持続可能な社会を維持・発展させていくことのできる人材の育成と、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じ、さらに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育を推進するため、学校教育及び社会教育の視点による基本理念を定め、その実現に向け、教育行政を推進することといたします。

学校教育の基本理念

ふるさとを想い、多様性社会^{※2}の中で未来を描き、地域社会の担い手となる人づくり

社会教育の基本理念

共に学び支え合い、誰もが豊かさを感じることができる地域づくり

※2 人種、性別、年齢、価値観など多様な属性を持つ人々が組織や集団で共存する社会。

〈基本施策〉

1 学校教育の充実

持続可能な社会の創り手になる子どもの育成のための、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育の充実

2 生涯学習の充実と社会教育への支援

これからの地域社会を担う人材の育成をするため、生涯にわたり学び続ける機会の充実

3 スポーツの振興

スポーツ活動を充実させるための、スポーツ団体育成及びスポーツ施設の整備充実

4 文化芸術の振興及び文化財の活用

誰もが文化芸術にふれ、活動できる環境づくり及び、町の貴重な文化財の保存と活用の充実

5 地域間交流・連携の強化

地域活性化のための国際交流及び国内交流の充実

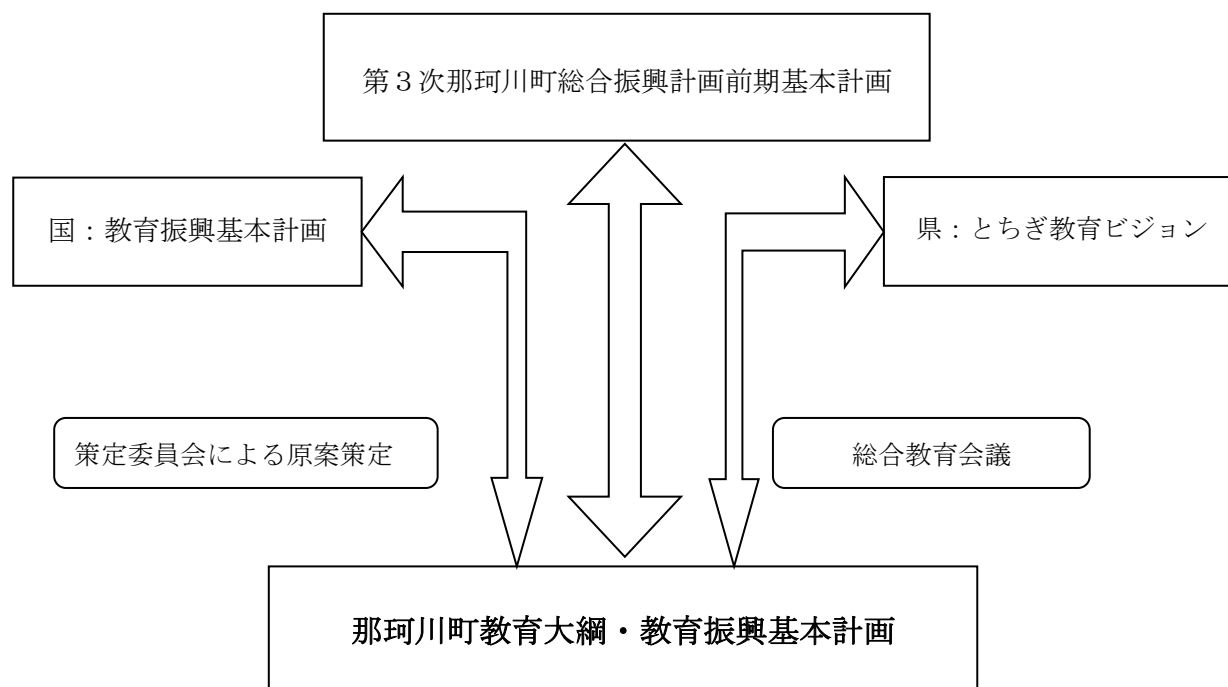
6 多様性社会の実現に向けたまちづくりの推進

多様性社会の実現に向けた、人権尊重・男女共同参画の意識啓発などの取組の推進

7 教育環境の整備

学校教育や生涯学習に係る施設の整備及びデジタル技術を活用した教育環境整備の推進

○計画の位置付け

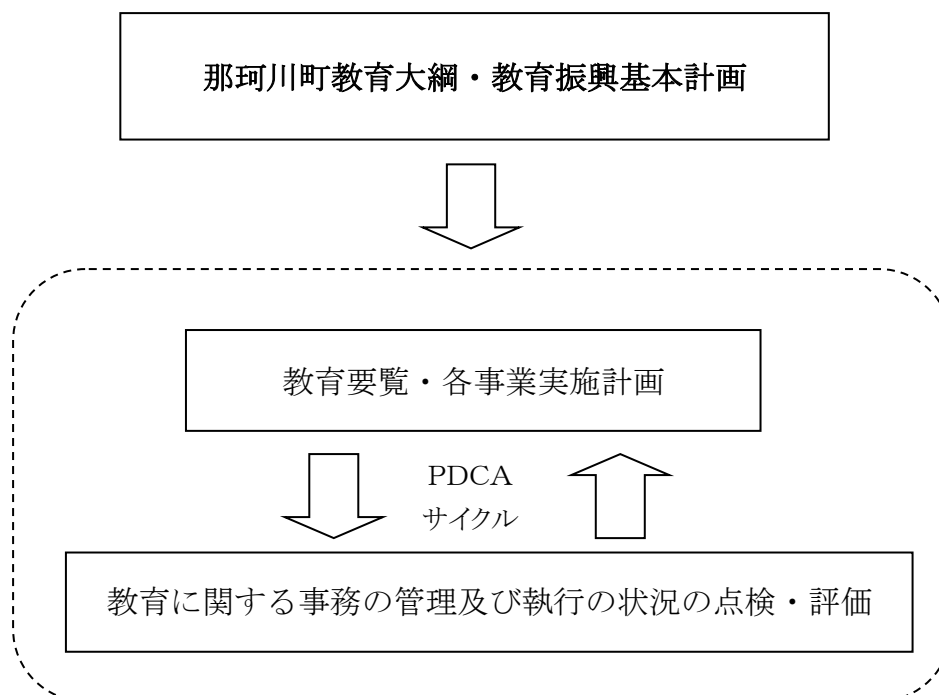


3 計画期間

この教育大綱・教育振興基本計画の計画期間は、「第3次那珂川町総合振興計画前期基本計画」の計画期間と同じ、令和8年度から令和12年度までとします。

4 進行管理

この教育大綱・教育振興基本計画の進行管理については、町全体で実施する「行政評価」と、教育委員会が実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価」により行う。



PDCA(Plan:計画、Do:実行、Check:確認、Action:改善)サイクルの実施



こども園と小学校の合同研修

5 施策1 学校教育の充実

(1) 学校施設・設備の整備と適正配置の検討

- ◆安全・安心・快適な教育環境づくりに向け、学校施設・設備の整備及び改修等を計画的に進め、長寿命化を図ります。
- ◆ICT機器の計画的な更新をはじめ、教育内容の充実に即した設備や教材・教具の整備を図ります。
- ◆児童生徒数の減少への対応、教育の質の向上に向け、児童生徒及び保護者や地域住民の意向を十分に踏まえ、学校の適正配置について検討していきます。

(2) 「生きる力」を育むための確かな学力の向上

- ◆「那珂川町ハッピースローププラン^{※3}」に基づき、幼児期から義務教育終了まで切れ目のない一貫した教育を推進し、子どもたちが安心して教育活動ができる支援を行い、これからの社会を切り拓くために必要な資質・能力の育成を図ります。
- ◆確かな学力の向上に向け、各種学力調査等を十分に活用し、教員の授業改善及び児童生徒の学習改善を図る取り組みを推進します。
- ◆支援を必要とする児童生徒がそれぞれの教育的ニーズに応じた支援を受けられるよう、特別支援教育の充実を図ります。
- ◆特別な教育的支援を要する児童生徒に適切な支援を行うために、全ての教職員の専門性の向上に努めます。
- ◆社会の変化に対応できる人材の育成に向け、英語教育や情報教育、キャリア教育^{※4}の充実を図ります。

^{※3} 認定こども園・小学校・中学校が連携し、切れ目のない子どもの学びの連続性を考慮した一貫性のある支援の名称

^{※4} 子どもの社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度を育てる教育

(3) 心身ともに健康で豊かな人間性を育む教育の推進

- ◆豊かな心の育成に向け、道徳教育や人権教育、福祉教育、地域学習の充実、読書活動の促進を図ります。
- ◆不登校児童生徒が学校生活に適應できるよう、校内教育支援センターの充実など環境整備を行います。
- ◆健やかな体の育成に向け、体力・運動能力調査や学校保健統計調査等を有効に活用し、体力向上に向けた効果的な取り組みを推進するとともに、保健・安全教育、食育の充実を図ります。
- ◆生徒にとって望ましい中学校部活動の環境を構築する観点から、地域クラブを創設し、部活動の円滑な地域移行・地域展開に向けた取り組みを推進します。

(4) 地域活性化や地域を支える人材の育成

- ◆あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と対話をしながら問題を発見・解決できる、「持続可能な社会の創り手」として学び続ける人材を育成します。
- ◆地域とともにある学校づくりに向け、地域を支える人材の育成・確保等を進めながら、コミュニティ・スクールの一層の充実を図ります。
- ◆小中学校の「総合的な学習の時間」において、地域に学び、地域の将来を創造する学習活動を系統的・継続的に行えるよう探究的な学習の充実を図ります。
- ◆地域活性化の一旦を担う県立馬頭高校に在学する生徒に対し通学や住まいの確保に関する支援を行うとともに、学校のさらなる魅力化への支援や情報発信の強化など、生徒数を確保し存続に向けた取り組みを推進します。

(5) 家庭教育の支援及び架け橋期の教育の充実

- ◆家庭の教育力の向上を図る学習機会を提供するよう努めます。
- ◆認定こども園と小学校の連携を強化し、「那珂川架け橋カリキュラム」に基づく架け橋期^{※5}の教育の充実を図ります。

※5 幼児教育と小学校教育をつなげる重要な時期である、5歳児から小学1年生の2年間

(評価指標)

成果目標	基準 (R 6 実績)	目標 (R 1 2)
学校の教育環境が安心・安全・快適だと思ふ保護者の割合	92.4%	100.0%
町学力調査で目標値 ^{※6} を越えた生徒の割合	59.4%	70.0%
実用英語技能検定(英検)受験者の割合	62.8%	80.0%
学校に行くのは楽しいと思ふ児童生徒の割合	73.1%	80.0%
不登校児童生徒の出現率	7.1%	2.0%
部活動の地域移行率	12.5%	100.0%
認定こども園から小学校への移行(幼小連携)が円滑にできたと感じる小学1年生保護者の割合	—	100.0%

※6 全国データを基にした教科ごとの達成してほしい基準

6 施策2 生涯学習の充実と社会教育への支援

(1) 生涯学習推進体制の充実

- ◆共に学び続ける生涯学習環境づくりを総合的・計画的に進めるため、生涯学習推進計画の見直しを行います。
- ◆町民主体の学習活動の活発化を促進するため、社会教育団体や自主的な学習団体・サークルの育成・支援を行います。
- ◆家庭教育支援団体の活動に対する支援の充実を図るとともに、PTA講座等を通して、家庭の教育力向上を促進します。

(2) 魅力ある学習プログラムの提供

- ◆社会情勢の変化や各世代の学習ニーズの的確な把握、指導者やボランティアの発掘・育成を行い、魅力ある講座・教室、関連事業の企画・開設を図るとともに、様々な情報媒体を活用し、情報発信を行います。

(3) 青少年の健全育成に向けた取り組みの推進

- ◆次世代を担う青少年の健全育成に向け、青少年育成協会や子ども会育成会、ジュニアボランティアズクラブ等の活動を支援します。
- ◆家庭教育のための研修の開催や青少年の学習・文化・スポーツ・交流活動、地域づくり・ボランティア活動等への参加促進に努めます。

(4) 読書活動の促進

- ◆子どもだけではなく、大人も対象に含めた読書活動推進計画を策定し、すべての町民が本に親しむ機会の充実に向けた取り組みを推進します。
- ◆電子図書の普及啓発に取り組み、電子図書の蔵書の充実に努めます。

(5) 社会教育施設の整備充実

- ◆社会教育施設再編計画に基づき、老朽化した施設の改築・更新・移転・統廃合を効率的に実施します。
- ◆社会教育施設の管理運営に際しては、民間活用を検討し、効率的かつ効果的な手法を用いた公共サービスの提供に努めます。

(評価指標)

成果目標	基準 (R 6 実績)	目標 (R 1 2)
生涯学習プログラム (講座・教室等) への参加者数	2,495 人	3,300 人
図書館の利用者数	44,866 人	48,000 人

7 施策3 スポーツの振興

(1) スポーツ団体等の育成

- ◆町民の自主的なスポーツ活動の活発化に向け、スポーツ協会及び協会に加盟するスポーツ団体・スポーツ少年団の育成・支援を行います。
- ◆総合型地域スポーツクラブ「まほろばの里スポーツクラブ」について、自主的かつ安定的な活動が行えるよう運営支援を行うとともに、町民への周知を図ります。
- ◆多様化する町民ニーズに対応できるよう、スポーツ推進委員の育成・確保に努めます。
- ◆中学校部活動の地域移行に向け、受け皿となる地域クラブの体制整備に努めます。

(2) 多様なスポーツ活動の普及促進

- ◆スポーツ協会やスポーツ推進委員と連携し、各種スポーツ大会・教室の開催をはじめ、多様なスポーツに親しみ、活動をすることができる機会の提供を図ります。特に、誰もが楽しむことができるユニバーサルスポーツ^{※7}等の普及を進めます。

※7 年齢や国籍、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に楽しむことができるスポーツ

(3) スポーツ施設の整備充実

- ◆町民が安全・安心・快適にスポーツ活動を行うことができるよう、スポーツ施設の整備・改修、統廃合等を計画的に進めます。

(評価指標)

成果目標	基準 (R 6 実績)	目標 (R 1 2)
スポーツイベント (大会・教室等) の参加者数	2,785 人	4,000 人
スポーツ施設利用者数	102,743 人	120,000 人
部活動の地域移行率 (再掲)	12.5%	100.0%
中学生の地域クラブ加入率	—	80.0%

8 **施策4** 文化芸術の振興及び文化財の活用

(1) 文化団体等の育成

- ◆町民の自主的な文化芸術活動の活発化に向け、文化協会及び協会に加盟する文化団体の育成・支援を行います。
- ◆多様化する町民ニーズに対応できるよう、文化芸術に関する指導者の育成・確保に努めます。

(2) 文化芸術の発表・鑑賞機会の充実

- ◆文化芸術活動の成果を発表する機会と多様な文化芸術を鑑賞する機会の充実に向け文化協会等と連携し、文化祭をはじめ、コンサートや演劇鑑賞会等の企画・開催に努めます。

(3) 文化財の保存・活用

- ◆国指定史跡について範囲確認調査を実施するとともに、調査が終わった史跡については保存・活用のための事業計画を策定し、整備に向けた検討を行います。
- ◆文化財を総合的・一体的に保存・活用し、地域の振興と文化財の確実な継承につなげていくため、国指定史跡を含めた町内の文化財全体の保存・活用に関する総合的な指針として、文化財保存活用地域計画の策定に向けた取り組みを進めます。
- ◆埋蔵文化財の保護等に向け、現在作成を進めている遺跡分布地図と遺跡台帳の早期完成及び有効活用を図ります。
- ◆文化財の保存・活用に向けて様々な取り組みを行う文化財愛護会の活動支援を行います。

(4) 「馬頭広重美術館」の充実・活用

- ◆本町のレガシーとして地域の振興につなげるとともに、文化財等を保存・継承していくため、施設・設備の更新を計画的に進め、企画展や特別展、公募展(町民の作品の募集・展示)など魅力ある展覧会を開催し、集客の増加に努めます。

(5) 「なす風土記の丘資料館」・「郷土資料館」の充実・活用

- ◆施設・設備の更新を計画的に進めるとともに、史跡巡りなど魅力ある講座や企画展・教室の開催、文化財等の保存や収蔵・展示、普及・啓発等に向けた取り組みの一層の充実、情報発信の強化を図ります。

(評価指標)

成果目標	基準 (R 6 実績)	目標 (R 1 2)
馬頭広重美術館入館者数	21,516 人	45,000 人
「なす風土記の丘資料館」及び「郷土資料館」入館者数	12,682 人	17,000 人

9 施策5 地域間交流・連携の強化

(1) 国際交流の充実

- ◆国際性豊かな人材の育成に向け、アメリカ合衆国ニューヨーク州ホースヘッズ村との交流を継続していくとともに、交流を効果的かつ円滑に進めるため、ホームステイを受け入れるホストファミリーの開拓など、体制の充実を図ります。
- ◆国際交流員を活用し、幼児、児童生徒の国際理解教育、地域の活性化、町民の語学学習などの教育活動の更なる充実を図ります。

(2) 国内交流の充実

- ◆他自治体との交流を推進していくとともに、町民や町民団体主体の交流、相互の地域活性化に向けた効果的な交流となるよう、体制や内容の充実を図ります。
- ◆教職員交流による学校教育の質的向上や、地域団体との交流による文化活動の活性化を図るため、友好都市協定を締結している秋田県美郷町との連携強化を図ります。
- ◆地域の風土や文化の違いについて、同世代の児童がオンライン交流を通して自分の地域を再認識したり、他の地域の児童との親睦を深めるため、姉妹都市協定を締結している滋賀県愛荘町との連携強化を図ります。

(評価指標)

成果目標	基準 (R 6 実績)	目標 (R 1 2)
国際交流事業 参加者数	65 人	100 人

10 施策6 多様性社会の実現に向けたまちづくりの推進

(1) 人権尊重のまちづくりの推進

- ◆町民の人権意識を高めるため、学校教育や社会教育、広報・啓発活動など様々な場や機会を通じ、人権教育・啓発を推進します。
- ◆町民の人権に関する悩みの解消に向け、人権擁護委員や関係機関と連携し、人権相談を実施します。

(2) 男女共同参画・女性活躍のまちづくりの推進

- ◆実情に即した男女共同参画・女性活躍のまちづくりを総合的・計画的に進めるため、男女共同参画計画の見直しを行います。
- ◆町民の男女共同参画意識を高めるため、ジェンダー^{※8}平等に向けた啓発・教育を効果的に推進するほか、政策決定過程への男女共同参画を進めるため、町の審議会等への女性の積極的な登用を図ります。
- ◆働きやすく健全な職場・家庭環境づくりに向け、ワーク・ライフ・バランス^{※9}の実現に向けた事業所への働きかけ、DV^{※10}やハラスメントの防止に向けた啓発・相談等を進めます。

※8 社会的性別。社会によってつくり上げられた「男性像」・「女性像」等の男女の別。

※9 仕事と生活の調和。

※10 配偶者・パートナーからの暴力。

(3) 多様性社会の実現に向けた取り組みの推進

- ◆誰もがお互いの違いを認め合い、共存していくことができる社会の実現に向け、町全体への波及に向けた情報提供等を進めます。
 - ◆青少年が多様な価値観を理解し、社会性や自主性を育みながら、心身ともに健やかに成長できる社会環境^{※11}の整備に努めます。
- ※11 体験活動の促進、有害環境からの保護、地域社会との連携等
- ◆青少年関係団体による地域貢献活動を支援します。

(評価指標)

成果目標	基準 (R 6 実績)	目標 (R 1 2)
町審議会等委員に占める女性の割合	27.2%	35.0%
ジュニア ボランティアズ クラブ (JVC) の活動回数	17回	25回

11 施策7 教育環境の整備

(1) 学校施設・設備の整備と学校の安全管理

- ◆那珂川町公共施設等総合管理計画及び那珂川町学校施設長寿命化計画に基づき、中長期的な視点で計画的・予防的な改修工事を実施し、児童生徒の安全・安心な学習環境を確保します。
- ◆災害発生時の避難場所として、誰もが利用しやすい環境と各校、地域ごとに求められる防災機能の強化を目指します。
- ◆事件・事故や災害が発生した場合に、迅速な応急手当や安全措置ができるような体制を確立し、児童生徒等の安全確保を図ります。
- ◆校庭・体育館等の開放などによる地域スポーツの活動拠点など、施設利用の多様性を踏まえた適切な管理を図ります。

(2) 社会教育施設とスポーツ施設の整備

- ◆社会教育施設再編計画及び社会体育施設再編計画に基づき、老朽化した施設の改築・更新・移転・統廃合を効率的に実施します。
- ◆公共施設の管理運営に際しては、民間活用を検討し、効率的かつ効果的な手法を用いた公共サービスの提供に努めていきます。

(3) 教育D Xの推進

- ◆児童生徒の個別最適な学びや協働的な学びの充実を図れるよう、一人一台端末の更新や高速通信ネットワークの強化等によってICT（情報通信技術）環境を整備します。
- ◆子ども一人一人の能力を最大限に引き出すため、児童生徒の学習履歴などの教育データを活用し、きめ細かな支援を図ります。また、教科ごとに学習場面に応じたICTを活用することで、児童生徒の情報活用能力の育成に努めます。
- ◆AI（人工知能）を活用したデジタルツールや教育データを活用し、教員の校務効率化を図ります。また、ICTを活用した業務改善を進め、学校事務職員の負担軽減を図ります。
- ◆スマートフォンやタブレット等でインターネットやSNSを安心・安全に活用できるよう児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育^{※12}の充実を図ります。

※12 情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を育成する教育

(評価指標)

成果目標	基準 (R 6 実績)	目標 (R 1 2)
タブレットPCなどのICT機器を使って情報を整理し、まとめることができると思う児童生徒の割合	65.3%	75.0%



那珂川町教育大綱・教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3及び教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本町における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱及び教育振興のための施策に関する基本的な計画（以下「大綱・基本計画」という。）を定めるため、那珂川町教育大綱・教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 大綱・基本計画の原案の策定及び変更に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校関係者
- (2) 小・中学校PTA関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から大綱・基本計画が策定されるまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、委員に委嘱後の最初の会議は、教育長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(附則)

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

那珂川町教育大綱・教育振興基本計画策定委員会委員名簿

No.	区 分	氏 名	備 考
1	学校関係者（委員長）	田 島 照 明	小学校長代表
2	学校関係者（副委員長）	五月女 康 弘	中学校長代表
3	小・中学校PTA関係者	関 根 沙 織	PTA連絡協議会長
4	社会教育関係者	生 井 ヒロ子	文化協会副会長
5	社会教育関係者	大 金 浩	社会教育委員長
6	社会教育関係者	小野里 俊 文	スポーツ協会会長
7	学識経験者	菊 地 隆 之	馬頭高等学校長

那珂川町教育大綱・教育振興基本計画策定委員会会議開催経過

【第1回】

〈期 日〉 令和7年11月6日（木）

〈説明事項〉 那珂川町教育大綱・教育振興基本計画（素案）について

【第2回】

〈期 日〉 令和7年12月11日（木）

〈協議事項〉 那珂川町教育大綱・教育振興基本計画（素案）について

【第3回】

〈期 日〉 令和8年1月14日（水）

〈協議事項〉 那珂川町教育大綱・教育振興基本計画（原案）について



ホースヘッズ村との国際交流事業



那珂川町教育大綱・教育振興基本計画の概要



町の最重要課題

人口減少を抑制し活力ある那珂川町を維持していく

基本理念

学校教育

社会教育

ふるさとを想い、多様性社会の中で未来を描き、地域社会の担い手となる人づくり

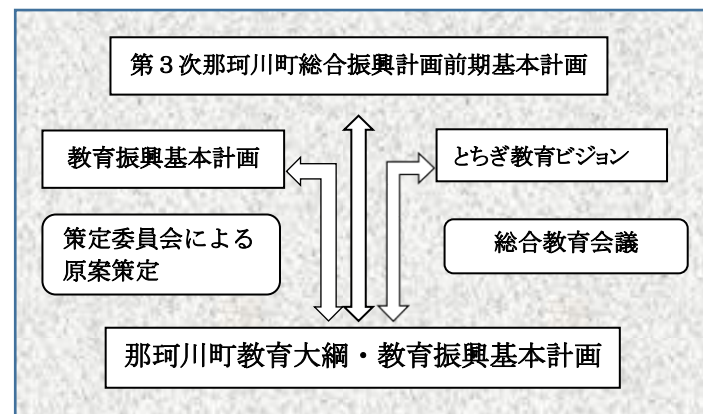
共に学び支え合い、誰もが豊かさを感じることができる地域づくり

人と文化が輝く子育て・教育のまち

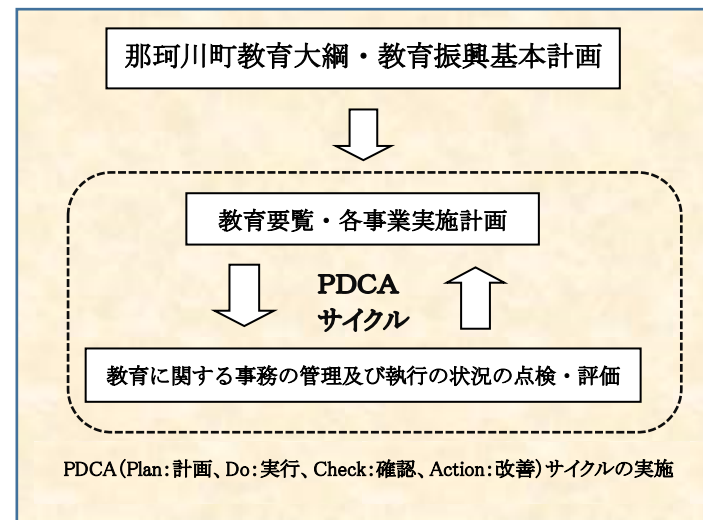
大綱を教育振興基本計画と一本化

教育大綱・教育振興基本計画として策定
【計画期間】令和8年度～令和12年度（5か年）

【 計画の位置づけ 】



【 進行管理 】



基本施策

1 学校教育の充実

- (1) 学校施設・設備の整備と適正配置の検討
- (2) 「生きる力」を育むための確かな学力の向上
- (3) 心身ともに健康で豊かな人間性を育む教育の推進
- (4) 地域活性化や地域を支える人材の育成
- (5) 家庭教育の支援及び架け橋期の教育の充実

成果目標	基準 (R6)	目標 (R12)
学校の教育環境が安心・安全・快適だと思える保護者の割合	92.4 %	100.0 %
町学力調査で目標値*を超えた生徒の割合	59.4 %	70.0 %
実用英語技能検定(英検)受験者の割合	62.8 %	80.0 %
学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合	73.1 %	80.0 %
不登校児童生徒の出現率	7.1 %	2.0 %
部活動の地域移行率	12.5 %	100.0 %
認定こども園から小学校への移行(幼小連携)が円滑にできたと感じる小学1年生保護者の割合	—	100.0 %

*全国データを基にした教科ごとの達成してほしい基準

5 地域間交流・連携の強化

成果目標	基準 (R6)	目標 (R12)
(1) 国際交流の充実		
国際交流事業参加者数	65人	100人
(2) 国内交流の充実		

2 生涯学習の充実と社会教育への支援

- (1) 生涯学習推進体制の充実
- (2) 魅力ある学習プログラムの提供
- (3) 青少年の健全育成に向けた取り組みの推進
- (4) 読書活動の促進
- (5) 社会教育施設の整備充実

成果目標	基準 (R6)	目標 (R12)
生涯学習プログラム(講座・教室等)への参加者数	2,495人	3,300人
図書館の利用者数	44,866人	48,000人

3 スポーツの振興

- (1) スポーツ団体等の育成
- (2) 多様なスポーツ活動の普及促進
- (3) スポーツ施設の整備充実

成果目標	基準 (R6)	目標 (R12)
スポーツイベント(大会・教室等)の参加者数	2,785人	4,000人
スポーツ施設利用者数	102,743人	120,000人
部活動の地域移行率(再掲)	12.5 %	100.0 %
中学生の地域クラブ加入率	—	80.0 %

4 文化芸術の振興及び文化財の活用

- (1) 文化団体等の育成
- (2) 文化芸術の発表・鑑賞機会の充実
- (3) 文化財の保存・活用
- (4) 「馬頭広重美術館」の充実・活用
- (5) 「なす風土記の丘資料館」・「郷土資料館」の充実・活用

成果目標	基準 (R6)	目標 (R12)
馬頭広重美術館入館者数	21,516人	45,000人
「なす風土記の丘資料館」及び「郷土資料館」入館者数	12,682人	17,000人

6 多様性社会の実現に向けたまちづくりの推進

- (1) 人権尊重のまちづくりの推進
- (2) 男女共同参画・女性活躍のまちづくりの推進
- (3) 多様性社会の実現に向けた取り組みの推進

成果目標	基準 (R6)	目標 (R12)
町審議会等委員に占める女性の割合	27.2 %	35.0 %
ジュニアボランティアズクラブ(JVC)の活動回数	17回	25回

7 教育環境の整備

- (1) 学校施設・設備の整備と学校の安全管理
- (2) 社会教育施設とスポーツ施設の整備
- (3) 教育DXの推進

成果目標	基準 (R6)	目標 (R12)
タブレットPCなどのICT機器を使って情報を整理し、まとめることができると思う児童生徒の割合	65.3 %	75.0 %

「那珂川町教育大綱・教育振興基本計画」

2026年 3月

那 珂 川 町 教 育 委 員 会

〒324-0692 栃木県那須郡那珂川町馬頭 555

TEL 0287-92-1124 / FAX 0287-92-3039